

自 業 業 第 6 7 号 の 3
平 成 2 7 年 9 月 1 1 日

一般社団法人
日本自動車整備振興会連合会
事業部長 殿

自動車検査独立行政法人
業務部長

すれ違い用前照灯の計測方法の変更に伴う当面の取扱いについて

前照灯等の光度及び照射光線の向きの審査は、審査事務規程第67次改正に基づき、平成27年9月1日以降、原則すれ違い用前照灯の計測方法により計測をしているところですが、平成27年9月14日から当面の取扱いとして、下記のとおり取扱うことといたしましたので、貴会会員に対し周知方お願いいたします。

記

すれ違い用前照灯の計測において、右側もしくは左側のみを計測した時点で前照灯試験機により不適合と表示された場合は、計測困難な自動車とみなして走行用前照灯を計測するものとする。

この場合において、走行用前照灯を計測し不適合となり再検査で再度計測する場合は、すれ違い用前照灯又は走行用前照灯のいずれの方法で計測しても差し支えない。